

出席停止基準について

番号	状 況	出席停止の措置内容等
①	児童・生徒が感染した場合	・「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間
②	医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等で重症化するリスクが高い場合	・主治医等の見解を保護者に確認のうえ、校長が承認した場合、主治医等が登校すべきでないと判断した期間
③	感染症予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合	・感染予防上、保護者が申し出る欠席理由が合理的と校長が判断する場合には、必要とする期間

出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用にご協力いただきますようお願いいたします。